



平成 19 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 ヤ フ ー 株 式 会 社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 井上 雅博
(コード番号 4689 東証第一部・JASDAQ)
問 い 合 わ せ 先 取締役管理本部長 梶川 朗
電 話 0 3 - 6 4 4 0 - 6 1 7 0

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月22日開催の取締役会において、平成19年6月21日開催予定の第12回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 新規事業の展開に備えるため、第2条を変更するものであります。
- (2) インターネットの利用が広く一般に普及してきたことに鑑み、株主の皆様への周知性の向上および公告手続きの合理化を目的として会社法における電子公告制度を採用するため、第5条に所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役の事業年度ごとの経営責任を明確にし、定時株主総会の都度、株主の皆様からの信任をお諮りするため、取締役の任期を2年から1年に変更し、併せて剰余金の配当等を機動的に実施するために取締役会決議により剰余金の配当等ができるよう、第36条を新設し、変更前の第19条および第36条に所要の変更を行い、また、変更前の第37条を削除するものであります。
- (4) その他、上記各変更に合わせて条数に所要の変更をするものであります。

2. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成19年6月21日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成19年6月21日(木曜日)

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 1. ~ 35. (省 略) (新 設) <u>36.</u> (省 略)</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してする。</p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。 (省 略) (新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>36</u>条 (省 略) (新 設)</p> <p>(中間配当) 第<u>37</u>条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 1. ~ 35. (現行どおり) <u>36. 銀行代理業</u> <u>37.</u> (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載してする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第<u>36</u>条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項を定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>37</u>条 (現行どおり) <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>(削 除)</p>

以 上